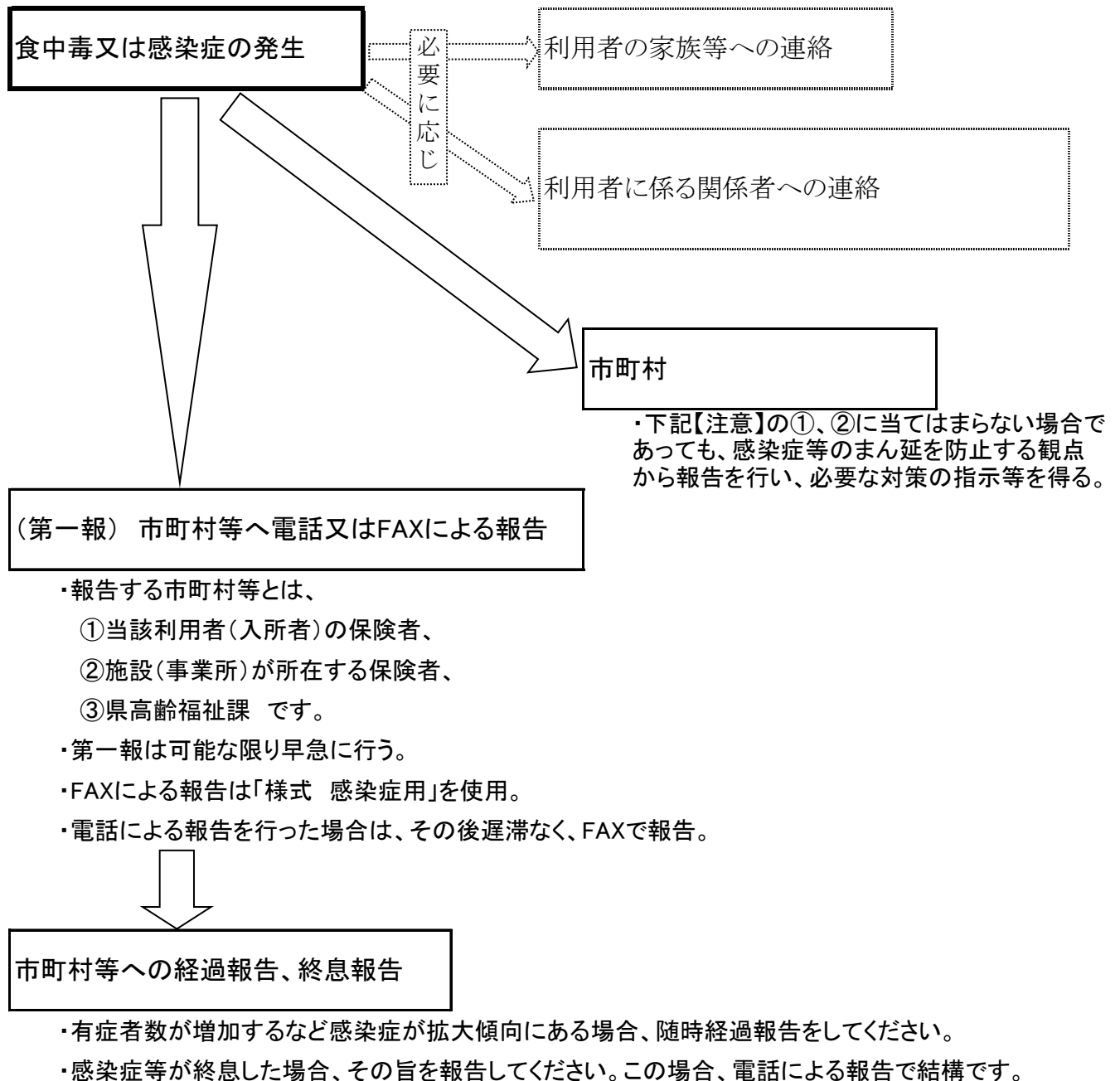


介護保険事業者事故報告フロー図 ー2 ※疑いを含む



【注意】

市町村等へ報告を要する感染症等とは、次のいずれかに該当する場合です。

- ①同一の感染症等により死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ②同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、管理者等が必要と認めた場合